

釜利谷南小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

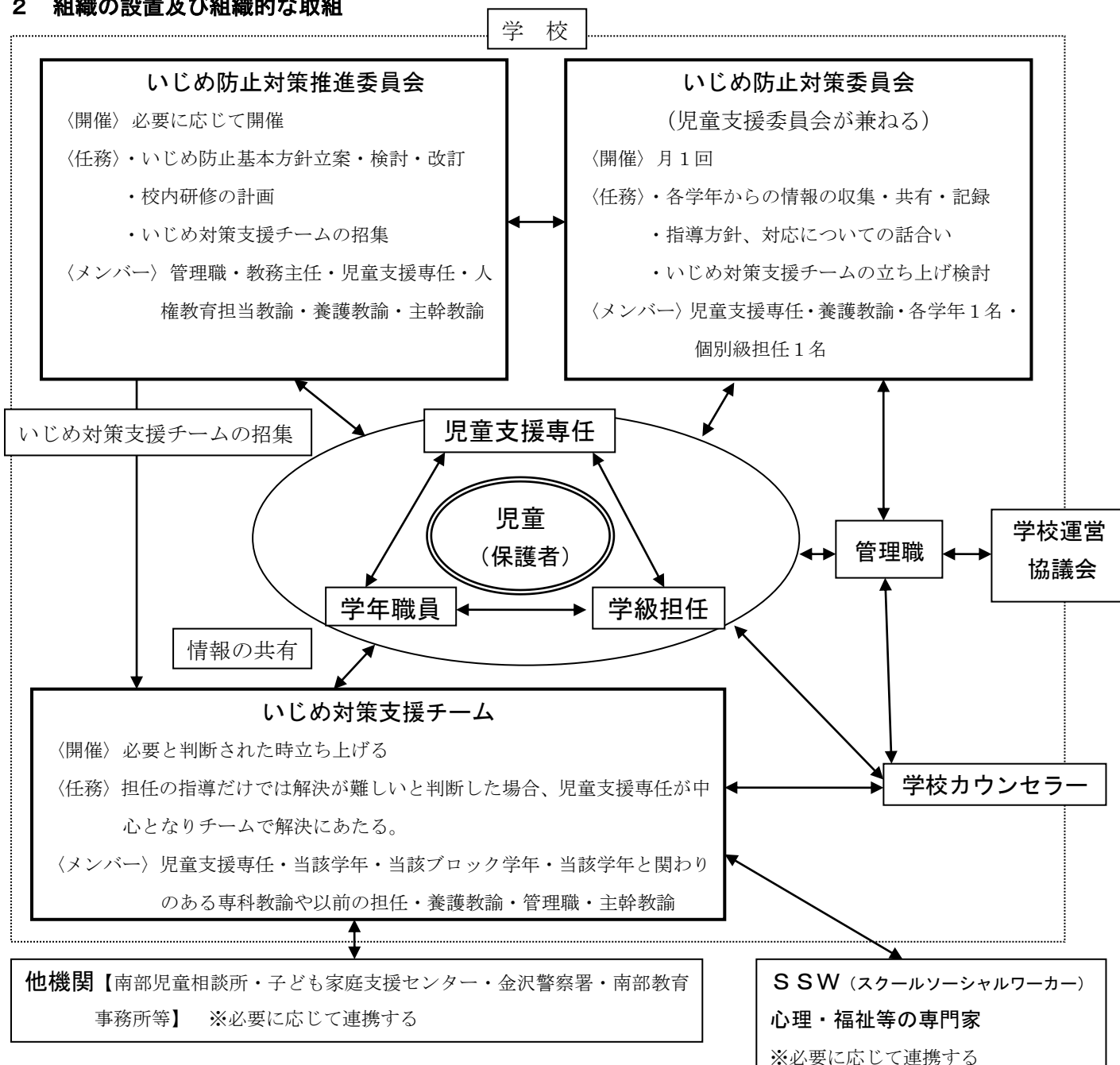
〇いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

〇いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは、どの集団にも、どのクラスにも、どの子にも起こる可能性がある身近な問題である。しかし、いじめは、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指す上で、あってはならないものである。そこで、本校では、いじめを「しない、させない、見逃さない」を合言葉に①いじめの未然防止、②早期発見・早期対応③適切な対応・措置の3つの観点から取り組みを推進していく。

2 組織の設置及び組織的な取組



○年間計画

月	児童の活動	職員の活動	地域・家庭との連携
4月	学級開き 学年開き 学級の目標をみんなで決めよう 子どもの社会的スキル横浜プログラム実施	児童支援委員会 釜南スタンダード共通理解 いじめ防止基本方針の共通理解	家庭訪問
5月	6年あいさつ運動 縦割り班決定、縦割り活動開始 縦割り交歓給食・縦割り遊び 釜南スポーツフェスタ	児童支援委員会 Y P アセスメントの実施	学校説明会 学校運営協議会
6月	5年あいさつ運動 全校遠足（縦割り活動） 携帯・スマホ安全教室（4～6年）	児童支援委員会 人権教育研修	校内レンジャー紹介（朝会）
7月	4年あいさつ運動 縦割り交歓給食・縦割り遊び 全校いじめアンケート（独自） 学校生活振り返りカード	児童支援委員会 いじめアンケート集約調査	個人面談 学校運営協議会
8月	子どもの社会的スキル横浜プログラム実施		横浜こども会議
9月	6年あいさつ運動 縦割り交歓給食・縦割り遊び	児童支援委員会 自閉症研修	
10月	5年あいさつ運動	児童支援委員会	
11月	4年あいさつ運動 ニレの木スタディフェスタ 縦割り交歓給食・縦割り遊び 学校生活アンケート	児童支援委員会 人権教育研修 保護者学校評価集約検討 児童アンケート集約検討	学校を開く週間 学校運営協議会
12月	3年あいさつ運動 ニレの木にこにこ人権週間 いじめアンケート（市）	児童支援委員会 「人権に関わる授業」の児童感想を掲示 いじめアンケート集約調査	個人面談 学校評価（保護者）
1月	4年あいさつ運動 縦割り交歓給食・縦割り昔遊び	児童支援委員会 今年度「いじめ防止対策基本方針」振り返り	
2月	5年あいさつ運動 なわとび集会	児童支援委員会 次年度「いじめ防止基本方針検討」（いじめ防止対策推進委員会）	学校運営協議会
3月	縦割り交歓給食・縦割り遊び 卒業式	児童支援委員会 新年度「いじめ防止基本方針」決定	

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

①いじめ防止への取組

【規律を守る】

釜南スタンダードに基づいて学校生活を送り、集団で生活するためにはどんなことに気をつけなければいけないのか、考える姿勢を植え付ける。特に、あいさつ・言葉遣い・時間を守る・話を静かに聞くなどの基本を子どもの中に徹底できるように指導する。

【あいさつが響く学校に】

あいさつは、コミュニケーションのはじめの一步と捉え、あいさつ運動に取り組み、家庭、地域とともに進んで挨拶をする子を育成する。

【相手の気持ちを考えた言葉遣いの取組】

ふわふわ言葉、ちくちく言葉を例にとり、相手の気持ちを考えた言葉遣いをするように指導する。

【学力保障】

子どもが主体的に学べる授業、楽しく分かりやすい授業を目指し、教材研究に務める。また、児童のつまずきを知り、そのつまずきを取り除く手立てを講じる。

【自己有用感を育てる】

すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定し、他者から認められる経験をもたせることで自尊感情を高め、自己有用感を育てる。また、係活動や当番活動、委員会活動などを通して、「人の役に立って嬉しい」という気持ちを獲得できるようにする。さらに高学年は、縦割り活動のリーダーとしてみんなのために頑張っている存在として認め、自己有用感をもてるようにする。

【子どもがいじめについて考える機会をつくる】

12月に、ニレの木にこにこ人権週間を設定し、道徳の授業を通して、みんなでいじめについて考えるようにする。また、代表委員会で、学校目標に近づいているかを振り返る中で友達を思いやることができているか考えるようにする。

【子どもの社会的スキル横浜プログラムの実施】

学級開き後、夏休み明け後に社会的スキル横浜プログラムを実施する。

②いじめの早期発見

【児童のささいな変化に気づく】

- ・朝の会、授業中、帰りの会などで児童一人ひとりの顔を見ていつもと違う様子に気づくことができるようにする。
- ・養護教諭と情報交換をする。怪我や体・心の不調等を養護教諭から聞く。
- ・保護者と協力して、家庭での様子を聞く。持ち物の様子やいつもと違った言動はないか等を聞き指導に役立てる。
- ・登下校や休み時間の様子を見る。友達との関係はうまくいっているか。一人で寂しそうにしているか等を観察する。
- ・グループ作り、席替えの時等、児童の様子を観察する。

【教職員で情報を共有しあう】

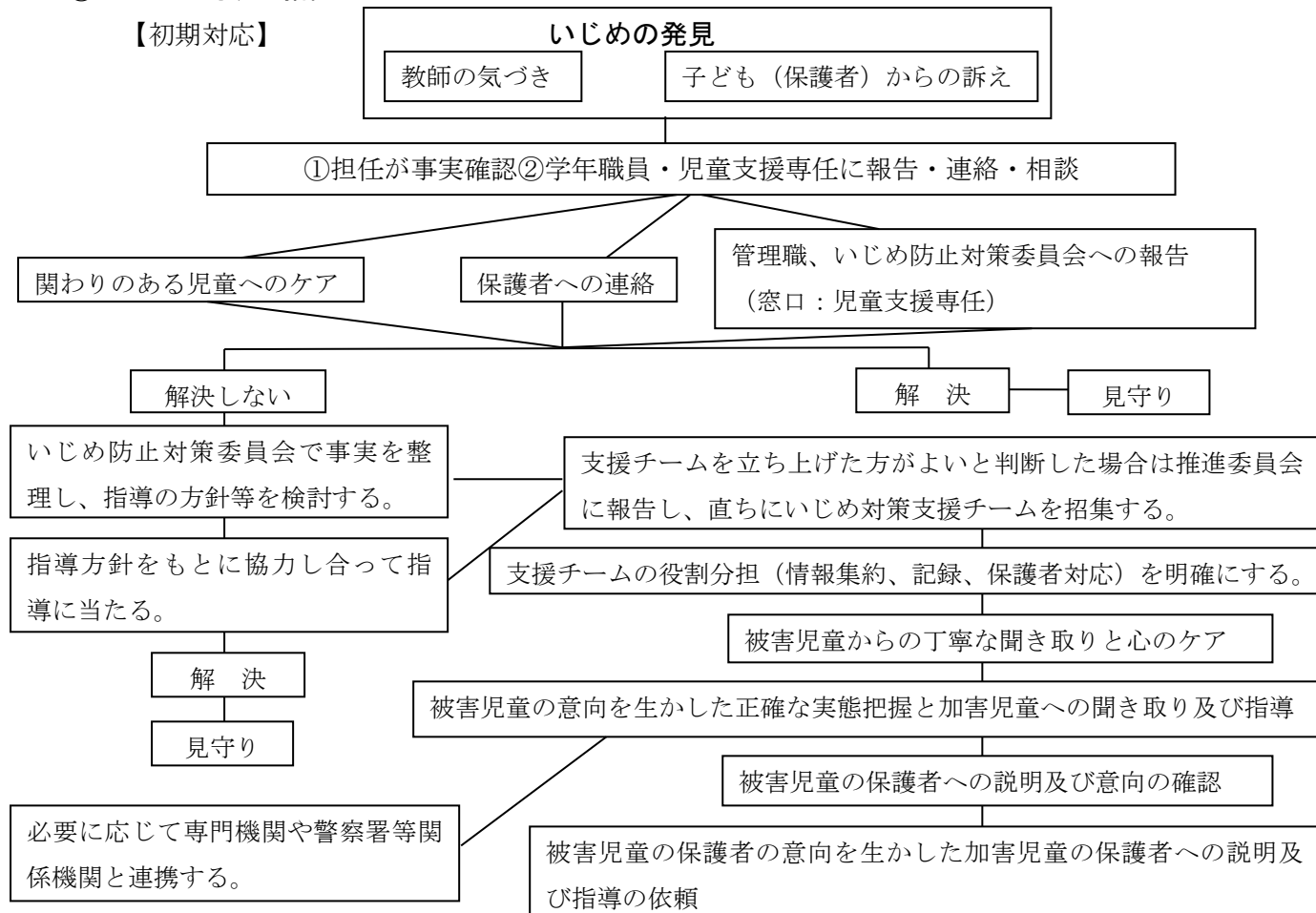
気になる子どもの姿が見られたら、教職員で情報を共有し、みんなで見守るようにする。

【いじめについてのアンケートを実施する】

7月(独自)、12月(市一斉)にアンケートを行い、気になることがある場合はただちに対応する。

③いじめに対する措置

【初期対応】



【中・長期的な対応】

- ・複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用）、方向及び情報交換の実施
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり、学校カウンセラーの活用
- ・いじめを否定する児童間の風土づくり
- ・次年度への引き継ぎを行う

④研修等の実施

- ・児童理解研修の推進（教育委員会が主催する児童理解、児童指導関係の研修に積極的に参加）
- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実と校内の計画的な研修（人権研修等）の実施

⑤学校運営協議会等の活用

いじめ問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

4 重大事態への対応

〈報告〉重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

〈調査・報告〉

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

〈児童・保護者への報告〉

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他・・・必要があると認められる際には、学校基本方針を改訂し、改めて公表する。